

入 札 心 得

有田町が発注する建設工事及びこれに関連する業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）をおこなう場合における入札その他の取扱いについては、有田町財務規則その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札の方法）

1. 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）は仕様書、図面、設計書及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札するものとする。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、見積期間の範囲内において期限を設け、様式第5号の質問書によりFAXで送信するものとする。また、質問書の回答は後日速やかに参加者全てに対して回答し、回答を受けた者は、様式第6号の回答受領書により提出するものとする（FAX可）。

（入札時の必要書類）

2. 入札時の提出書類は次のとおりとする。

- ①**入札書** 様式第1号
- ②**誓約書** 様式第2号
- ③**見積内訳書（独自様式、金抜き書利用可）**
- ④**委任状** 様式第3号（代理出席の場合）

見積内訳書については、これを超えた額で入札することはできない。また、上記書類を提出されない場合は、入札に参加できないものとする。

（入札の辞退）

3. 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加資格者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア. 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第4号）又は契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - イ. 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

4. 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に関する行為を行ってはならない。

(入札の中止)

5. 次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

- (1) 入札参加資格者及びこれに関係を有する者が、共謀、結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 地形又は工作物の変動によりその目的を達成することができなくなったとき。
- (3) 工事の廃止、変更、天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるとき。

(入札の無効)

6. 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (5) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (6) 一人で2以上の入札をした者
- (7) 代理人でその資格のない者
- (8) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(落札者の決定)

7. 競争入札の落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上(最低制限価格が設定されている場合に限る)の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(再度入札)

8. 入札回数は、原則として1回を限度とし、入札不調の場合は、指名替えをするものとする。ただし、適正な見積りがなされており、予定価格と最低入札金額の開差が極めて小さく、2回目の入札で確実に落札されると判断される場合は、政令第167条の8第3項の規定により、当初に入札した入札参加者のうち、現に開札の場所にとどまっている者に入札させるものとする。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

9. 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引

かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(予定価格の公表)

10. 入札予定価格は入札執行後に公表する。

(契約の保証)

11. 落札者は、契約書の提出と同時に、次により契約の保証をふさなければならない。ただし、請負金額が300万円未満の工事又は委託業務については、契約の保証を免除する。

(1) 保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 契約保証金（現金）の納付

イ 有価証券の提供

ウ 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険の契約の締結

(2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額又は委託金額の10分の1以上とする。

(契約書の提出期限)

12. 契約書の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日以内に契約書を提出しなければならない。ただし特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

(現場代理人及び主任技術者等)

13. 工事物件の落札者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 有田町建設工事請負契約約款第10条により、契約1件につき現場代理人1人をおかなければならない。

(2) 工事1件の請負代金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の主任技術者をおかななければならない（建設業法施行令第27条）。